



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年施行が予定される法令の一部について概要をご紹介します。

◆改正労働基準法（4月1日施行）

労働者の待遇を改善すべく、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が**中小企業においても25%から50%に引き上げられます**。（法37条1項但書）また、QRコード決済や電子マネー決済を利用した、いわゆる**賃金のデジタル払いが解禁**されます（同法施行規則7条の2第3号）。

◆改正育児介護休業法（4月1日施行）

常時雇用する**労働者の数が1,000人を超える事業主**については、毎年1回以上**育児休業の取得状況を公表することが義務付けられます**（いわゆる「プラチナくるみん認定」の有無を問いません）（法22条の2）。

◆改正民法（4月1日施行）

近年問題となっている所有者不明土地（所有者が不明又は所有者の所在が不明な土地）の問題の解決等を目的として主に以下の改正が行われます。

- ①相隣関係規定の見直し（法209条等）
- ②共有制度の見直し（法251条1項、252条1項等）
- ③**所有者不明土地管理制度などの創設**（法264条の2～264条の14）
- ④相続制度の見直し（法904条の3等）

◆改正不動産登記法（4月1日施行）

不動産登記の抹消手続きが簡略化され、以下のよう
に登記権利者が単独で行える場合が増えます。

- ①**買戻し特約付売買から10年経過後**の、買主（所有者）による単独での抹消登記手続（法69条の2）
- ②**所定の物権等及び買戻しの特約に関する登記で、登記された存続期間または買戻しの期間満了後**所定の調査方法によっても権利者（登記義務者）の所在が判明しなかった場合、非訟事件手続法による除権決定を得た後の、登記権利者による単独での抹消登記手続（法70条1項乃至3項）
- ③**法人の解散後30年が経過し、かつ被担保債権の弁済期から30年を経過した場合**、所定の調査方法によっても清算人の所在が判明しない場合における、登記権利者（不動産所有者）による単独での担保権の抹消登記手続（法70条の2）

◆改正特許法（4月1日施行予定）

出願人等の手続期間を徒過した場合に救済を認める要件について、「**（手続をすることができなかったことについて）正当な理由がある**」から「**（手続をしなかったことが）故意によるものでない**」に改められます。しかし権利回復は容易となりますが、権利濫用防止のため、十分な程度の**回復手数料**を徴収されることとなります。

◆改正個人情報保護法（4月1日施行）

これまで独自に個人情報保護条例を定めていた各**地方公共団体等についても個人情報保護法が適用**され、**個人情報保護委員会が一元的に制度を所管**することとなります（国の行政機関と独立行政法人等については既に昨年4月から適用）。これにより個人情報の保護に関する質の確保などが期待されます。

◆改正建築物省エネ法（4月1日施行）

脱炭素社会の実現に寄与すべく、建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を促進するため、**新たに住宅トップランナー制度の対象とする分譲マンション事業者について「年間1000戸以上の住戸を供給する事業者」とすることとし、採光規制の合理化、省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化**がなされます。

◆改正道路交通法（4月1日施行）

「**レベル4**」の自動車運転（過疎地域や高速道路などの特定条件下で、システムによる完全自動運転がなされる）が一定の条件下で解禁され、公道走行が可能となります。また、自転車に乗るときも全員に**ヘルメットの着用が、努力義務**として課されます。

◆改正金融商品取引法（令和4年5月18日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）

上場会社等に対して、その**財務計算に関する書類および内部統制報告書**について、上場会社等監査人名簿に登録を受けた**公認会計士または監査法人の監査証明を受けることが義務付けられます**。

◆相続土地国庫帰属法（4月27日施行）

相続等で土地を取得した相続人が、その土地を国に引き継ぐことができる制度が創設されます。従来、相続した不要な土地を手放す場合、自ら譲受人を探すことが必要でしたが、本法の施行により、**所定の審査に合格し、かつ10年分の土地管理費用相当額の負担金を納付**することで国に引き取ってもらえるようになります。

◆改正消費者契約法（6月1日施行）

オンライン取引の急増等を受けて、消費者や消費者契約を取り巻く環境が急激に変化したことにより、①**契約の取消事由を追加**（勧誘する旨を告げずに退去困難な場所へ同行して勧誘した場合等）、②**免責の範囲が不明確な条項が無効**、③**契約に関する情報提供等の事業者の努力義務の明文化**等、消費者保護に関するルールが変更されます。

◆改正消費者裁判手続特例法（10月1日施行）

消費者団体訴訟制度（内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者のために事業者に対して訴訟等を提起できる制度）において、制度活用の促進のために、一定の要件の下、**慰謝料を共通義務確認訴訟の対象に含めることとされました**。

◆改正消費税法（10月1日施行）

消費税の仕入税額控除の方式として**インボイス制度**が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「**適格請求書発行事業者**」に限られ、この「**適格請求書発行事業者**」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。インボイス制度の施行に際しては、会計処理の見直しも必要ですので、**事前準備が重要**です。